

あなたは  
ひとりじゃない  
妊娠期から産後まで  
ママと赤ちゃんを  
サポートします!

# SUNSUN ほっとママサポート



母子手帳

妊娠!おめでとうございます

母子健康手帳の交付



プレママ・パパ教室

赤ちゃんの誕生を楽しみに  
一緒に備えましょう



お誕生おめでとうございます!あなたと  
赤ちゃんの様子を伺いに訪問します

出産お祝い品の贈呈

SUNSUNルーム



赤ちゃんはすくすく育って  
いますか?体重測定や  
相談に利用してくださいね



# 妊娠したら

## 妊娠の届出

### 母子健康手帳の交付・妊婦面談

**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

妊娠された方に、「母子健康手帳」を交付しています。手帳の交付の際には、妊娠の届出が必要となります。

妊娠出産に関する気がかりなことに対して保健師が相談にのります。

## 費用助成等

### 妊婦健診費用助成

**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

妊娠の届出時や転入時に、妊娠健康診査受診券を交付して費用の一部助成を行います。大阪府外で受診される方は、費用の還付を行いますので、「受診券」「印鑑」「領収証」「預金通帳またはキャッシュカード」をお持ちの上、申請してください。

### 多胎妊婦健診費用助成

**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

多胎妊娠の場合、追加で妊婦健康診査受診券を発行して、費用の一部助成を行います。

### 妊婦歯科健診費用助成

**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

妊娠中の歯科健診が無料(1回)で受けられます。

### 産前産後期間の国民年金保険料の免除

**窓口** 保険医療課 ☎98-5516

産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。出産予定日の6か月前から手続きが出来ます。

### 手続きに必要なもの

- 母子健康手帳
- 年金手帳またはマイナンバーカード

### 助産制度

**窓口** 富田林子ども家庭センター生活福祉課 ☎25-1131(代表)

経済的な理由により出産費用を負担できない場合に、出産費用を助成します。所得状況等により負担額がかわります。

### 特定不妊治療費助成

**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

大阪府が実施する「特定不妊治療費助成制度」を受けられた人に助成金を交付します。

### 手続きに必要なもの

- 特定治療支援事業承認通知書(原本)
- 領収書(原本)
- 印鑑
- 預金通帳またはキャッシュカード

## その他のサポート

### 妊婦相談

**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

妊娠中や出産にまつわる不安や悩みに保健師や助産師・栄養士が相談にのります。面接や電話、訪問での相談が可能です。

### プレママ・パパ教室

**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

妊娠した方やその家族を対象に、助産師・保健師による妊娠中の生活、出産・育児について学ぶ教室です。(沐浴体験・おむつ交換実習・パパの妊婦体験等)



妊娠したら





# 出産したら

## 届出・サポート等

### 出生届



**窓口** 住民人權課 ☎98-5515

お子さんが生まれた日から(生まれた日を含む)14日以内に、お子さんの本籍地、届出人の所在地、生まれたところのいずれかの市区町村に届け出てください。

#### 届出に必要なもの

- 出生証明書
- 届出人の印鑑
- 母子健康手帳

### ウェルカムベビー(出産祝い品)



**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

こんにちは赤ちゃん訪問等をご利用の際に出産祝い品をお渡します。

### お誕生時面談



**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

出生届に来庁された際に保健師が面談をします。

### 産前産後ヘルパー派遣



**窓口** 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

妊娠中または出産後に家事や育児をサポートするヘルパーを派遣します。

## 手当・医療費助成等

### 出産育児一時金

健康保険組合や国民健康保険、共済組合等の医療保険には、子どもが生まれた時等に、出産育児一時金が支給される制度があります。手続きや制度の内容は、保険者ごとに異なる部分もありますので、詳しくは勤務先等にお問い合わせください。

### 児童手当



**窓口** 子育て支援課 ☎98-5596

0歳から中学校修了(15歳に達した日以降最初の3月31日)までのお子さんを養育している方に対して手当が支給されます。手当を受けるためには申請(認定請求書の提出)が必要です。公務員の方は勤務先に申請してください。

#### 手続きに必要なもの

- 印鑑
- 請求者の健康保険証
- 請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 請求者及び配偶者のマイナンバー

#### 支給額

3歳未満	月額 15,000円
3歳以上小学校修了前	月額 10,000円



出産したら



(第3子以降 月額 15,000円)

中学生(一律) 月額 10,000円

※子どもの数は、18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間の子どもの中で数えます。

## 子ども医療費助成

 保険医療課 ☎98-5516

0歳から18歳(18歳に達した日以降最初の3月31日)までのお子さんに対する医療費の一部を助成します。申請により「子ども医療証」を交付します。

### 手続きに必要なもの

- 健康保険証(対象となるお子さん及び扶養者のもの)
- 印鑑

※大阪府内の医療機関等を受診する際に、健康保険証とともに医療証を提示すれば、自己負担額が1医療機関あたり入院・通院各500円/1日(月2日限度)になります。

## 未熟児養育医療費助成

 保険医療課 ☎98-5516

身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関で入院治療を受ける場合、お子さんの医療費の一部を助成します。

### 手続きに必要なもの

- 養育医療意見書
- 市町村民税等を証明する書類
- お子さん及び扶養者の健康保険証
- 印鑑
- お子さん及び請求者のマイナンバーカード

## その他のサポート

## 産後2週間目TEL

 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

産後2週間目頃に退院後の気がかりなことについて電話相談を行います。

## こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問

 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

生まれて4か月までの赤ちゃんのいる家庭に保健師・助産師が家庭訪問し、身体計測や相談を行います。里帰り等で町外での利用を希望される方はお問い合わせください。

## 産後あんしんケアさぼーと(産後ケア事業)

 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

生後4か月までで支援者がいない母子を対象に、お泊り型・日帰り型で助産師による育児ケアが受けられます。

## 養育支援訪問事業

 子育て支援課 ☎98-5596

子育てに対して不安を抱える家庭や、家事・育児支援が必要な家庭に対して、その必要性を判断した上で、ホームヘルパー等を派遣し、養育に関する助言や家事・育児支援を行います。

## 子育て短期支援事業(ショートステイ等)

 子育て支援課 ☎98-5596

保護者の病気・出産・看護・事故等の理由や経済的な理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において養育を行います。

## SUNSUNルーム(体重測定・相談コーナー)

 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

保健センターに体重計とおむつ交換台を常設しています。体重測定や相談にご利用ください。

## 産後うつ

産後うつ病とは、出産後数か月以内に発生するうつ病です。産後のマタニティブルーは2週間以内に治まることが多いですが、「極端に悲しくなる」「少しのことで怒りやすい」「日常生活や子どもへの関心を失う」が続く等、気になることがあれば、保健センターまでご相談ください。



## ママとお子さんの健康

### 産婦健診費用助成

 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

産婦に対する、産後2週間・産後1か月等の健康診査にかかる費用を助成します。

大阪府外で受診される方は費用の還付を行いますので、「受診券」「印鑑」「領収証」「預金通帳またはキャッシュカード」をお持ちの上、申請してください。

### 乳幼児健診

 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

乳児一般(1か月頃)・乳児後期(10か月頃)健診

いきいき健康課で交付する受診券をお持ちの

上、大阪府内の指定医療機関にて受診してください。

※大阪府外で受診される方は、費用の還付を行いますので「受診券」「印鑑」「領収書」「預金通帳またはキャッシュカード」をお持ちの上、申請してください。

4か月健診・1歳6か月健診・2歳6か月  
歯科健診・3歳6か月健診

対象者には通知します。保健センターにて受診してください。太子町以外で受診を希望される方はお問い合わせください。

### かばさん歯科健診

 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

1歳6か月健診、2歳6か月歯科健診の結果、必要な方にフッ素塗布・個別歯科相談を行います。

## 予防接種

 保健センター(いきいき健康課) ☎98-5520

指定医療機関で受けることができます。

※予防接種の詳細・実施場所については、保健センター事業案内「健康のために」・町広報紙・ホームページにも掲載しています。

### 定期接種

種類	対象者	受け方(接種間隔・接種回数)
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	接種回数1～4回 ※標準的な接種:生後2か月～7か月未満 初回接種年齢により、接種間隔・接種回数が異なります
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	接種回数1～4回 ※標準的な接種:生後2か月～7か月未満 初回接種年齢により、接種間隔・接種回数が異なります



出産したら



種 類	対象者	受け方(接種間隔・接種回数)
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	接種回数3回 1回目:生後2か月 2回目:1回目から4週(中27日)以上の間隔をあけて接種 3回目:1回目から20週(中139日)以上の間隔をあけて接種
ロタウイルス	(初回接種)生後14週6日目まで ※標準的な接種時期:生後2か月から27日以上の間隔をあけて接種	
	1価(ロタリックス) 生後6週～24週まで	接種回数2回
四種混合(DPT-IPV)	5価(ロタテック) 生後6週～32週まで	接種回数3回
	生後3か月～7歳6か月未満	(初回接種)20～56日の間隔で3回 ※標準的な接種:生後3か月～1歳未満 (追加接種)初回3回接種後1年～1年6か月の間に1回 ※標準的な接種:12か月～18か月未満
BCG	生後3か月～1歳未満	※標準的な接種:生後5か月～8か月未満
MR(麻しん・風しん)混合1期	1歳～2歳未満	1歳になったらすぐに受けましょう
MR(麻しん・風しん)混合2期	小学校就学前 1年間の人	小学校入学までに受けましょう
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満	接種回数2回 ※標準的な接種:1歳～1歳2か月で1回 1回目接種終了後6か月～12か月の間隔をあけて1回
日本脳炎	生後6か月～7歳6か月未満	I期(初回):20～56日の間隔で2回 ※標準的な接種:3歳～4歳未満 I期(追加):初回接種後概ね1年後に1回 ※標準的な年齢:4歳～5歳未満
日本脳炎(Ⅱ期)	9歳～13歳未満	※標準的な接種:9歳～10歳の間
二種混合(DTⅡ期)	11歳～13歳未満	標準的な接種:11歳～12歳の間に1回
子宮頸がん予防ワクチン	小学校6年生～ 高校1年生相当の女子	接種回数3回 ※標準的な接種:中学校1年生の間 ワクチンの種類により接種間隔が異なります

## 任意接種 太子町では下記の接種費用を助成します

種 類	対象者	受け方(接種間隔・接種回数)
おたふくかぜ	1歳～小学校就学前まで(2回目接種は小学校就学前年度のみ)	接種回数2回 ※標準的な接種:1歳早期に1回、小学校就学前年度の4月から6月に2回目を接種
おとなの風しん	妊娠を希望する女性 妊娠を希望する・妊娠している女性の配偶者	接種回数1回 ※ただし、抗体検査の結果、定められた抗体値より低い人に限る



出産したら



生後2か月から就学前に  
もれなく順調に進めたい!

書き込み式

# 予防接種の チェックリスト

問 いきいき健康課 ☎ 98-5520

生後2か月を迎える前に、かかりつけのこども病院・小児科を決めておくことをお勧めします。まずは予防接種の予約のため、電話をかけてみましょう。

- このチェックリストはあくまで一例です。予防接種の進め方は、これに限りません。医療機関の指示のもと、進めてください。
- 接種当日のお子さんの体調によっては、予定どおり受けられないことがあります。接種日がずれ込んだ場合、ワクチンの組み合わせやタイミングに変更が必要となる場合もあります。

医療機関や接種間隔、期限等、  
詳しくは町のHPへ!



出産したら

生後1か月健診を終えたらスタート!



STEP  
01

生後2か月頃

接種日>令和 年 月 日

ヒブ(インフルエンザ菌b型) 1回目

小児用肺炎球菌 1回目

B型肝炎 1回目

ロタ 1回目

※ヒブ、小児肺炎球菌の接種は初回接種開始時期により回数異なるので、くわしくはかかりつけ医に相談しましょう。

STEP  
06

1歳になったら

接種日 令和 年 月 日

水痘 1回目

麻しん(はしか)・風しん 1回目

おたふくかぜ 1回目

STEP  
07

1歳1~2か月頃

接種日>令和 年 月 日

ヒブ(インフルエンザ菌b型) 追加

小児用肺炎球菌 追加

約1か月後



「少し間隔が空くので覚えていてください」と

STEP  
08

1歳6か月~2歳頃

接種日>令和 年 月 日

四種混合 第一期追加

水痘 2回目

「少し間隔が空くのでお忘れなく!三歳半健診の前に受けておきたい」と」



定期接種(公費)

任意接種(自費)

予防接種で  
インフルエンザの発症、  
重症化を未然に防ごう

other!

毎年10月・11月頃より  
(幼児は2回接種必要)

インフルエンザ

※同時期に他のワクチンの接種予定がある場合、安全性考慮のため、接種のタイミングについては医師の指示を受けてください。

STEP  
02

生後3か月頃

接種日>令和 年 月 日

ヒブ(インフルエンザ菌b型) 2回目

小児用肺炎球菌 2回目

B型肝炎 2回目

四種混合 1回目

ロタ 2回目 



約1か月後

約1か月後

STEP  
03

生後4か月頃

接種日>令和 年 月 日

ヒブ(インフルエンザ菌b型) 3回目

小児用肺炎球菌 3回目

四種混合 2回目

(ロタ) 3回目 

STEP  
05

生後7~8か月頃

接種日>令和 年 月 日

B型肝炎 3回目 

STEP  
09

3歳になったら

接種日>令和 年 月 日

日本脳炎 1回目



約1か月後

STEP  
10

3歳のうちに

接種日>令和 年 月 日

日本脳炎 2回目



STEP  
12

6歳前後

接種日>令和 年 月 日

麻しん(はしか)・風しん 2回目 

おたふくかぜ 2回目 

小学校入学前年度の  
4/1~3/31までの間に



STEP  
11

4歳になったら

接種日>令和 年 月 日

日本脳炎 第一期追加

9~13歳未満に第2期接種で 



出産したら





# 保育・教育

## 幼児教育・保育

### 保育の必要性はありますか？

保育を必要とする事由	状況等
就労	1か月に64時間以上仕事をしている ※就労理由による入園について、月平均就労時間120時間未満であっても、勤務時間帯によっては標準時間認定となる場合があります
妊娠・出産	妊娠中または出産後である ※出産予定日の前後各2か月程
疾病・障がい	保護者が病気やケガ、心身に障がいがある
介護・看護	長期にわたり病人や心身障がい者の看護にあたっている
災害復旧	震災や風水害や火災等の災害のため、その復旧にあたっている
求職活動	求職活動をしている(※2か月以内)
就学	学校に在学または職業訓練等を受けている
育児休業	育児休業を取得し、育児休業対象児を保育している
その他	町長が認める前各事由に類する状態にある場合



2号・3号の保育認定のお子さんは、保護者の就労時間等により、太子町の基準に基づき保育を受けられる時間が以下の区分に分かれます。

保育標準時間認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労等で「1か月120時間以上」「週30時間以上かつ月120時間以上」を基本</li> <li>● 施設を1日最長11時間利用できます</li> </ul>
保育短時間認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労等で1か月64時間以上120時間未満</li> <li>● 施設を1日最長8時間利用出来ます</li> </ul>

保育園等を利用するには、お子さんの年齢及び保育の必要性に応じて支給認定を受けることが必要です。

### 1号認定



3歳以上のお子さんで教育(幼稚園・認定こども園)を希望する場合

### 2号認定



3歳以上のお子さんで保育(保育園・認定こども園)を希望する場合

### 3号認定



満3歳未満で、保育(保育園)を希望される場合



認可外保育園、一時預かり等の利用料無償化の対象となるためには、保育認定の申請が必要です(限度額あり)。



やわらぎ幼稚園  
町立幼稚園

松の木保育園  
やわらぎ保育園

認可外保育園  
一時預かり  
企業主導型保育施設  
病児保育事業

## 3～5歳児 無償

0～2歳児、きょうだい児等の保育料については、お問合せください。

## 副食費について

太子町では、国の制度により副食費の徴収が免除にならない子どもに対して、独自に補助を行っていますので、無償化の対象になる子どもの副食費の支払いは不要です。

## 預かり保育について

預かり保育も無償化の対象となります(限度額あり)。

## 児童発達支援事業所

児童発達支援事業所(P36)の利用も無償化の対象となります。



保育・教育



## 幼稚園



町立幼稚園 ☎98-0321

子どもたちの自発的な遊びを中心に、豊かな自然体験を通して好奇心や探求心を高め、コミュニケーション能力を高めます。週4回給食実施。

申請は、年間を通して随時、町立幼稚園で受け付けています。(4月入園の申込は例年9月頃に行います。)

園名	住所	電話	対象年齢	定員	保育時間
町立幼稚園	太子春日 1562	☎98-0321	3・4・5歳児	180	9時～14時(月・火・木・金) 9時～11時30分(水)

## 保育園



子育て支援課 ☎98-5596

保護者の就労、出産や病気、介護等のために乳幼児の家庭内での保育が出来ず、保育の必要性が認定された場合に利用できます。

申請は年間を通して随時受け付けています。(4月入園の申込は例年11月頃に行います。)

園名	住所	電話	保育実施年齢	定員	開園時間
松の木保育園	太子町春日183-8	☎98-2882	3か月～	100	7時～19時
やわらぎ保育園	太子町山田306	☎98-0063	3か月～	90	7時～19時

## 認定こども園

認定こども園では、保護者の就労等の状況に関係なく、従来の幼稚園・保育園にそれぞれ通園していた子どもが、教育・保育を一緒に受けることができます。(幼稚園部分の4月入園の申込みは例年10月頃に行います。)申請は、園で受け付けます。

園名	住所	電話	対象年齢	定員	保育時間	
認定こども園 やわらぎ幼稚園	太子町 山田303-1	☎98-1402	教育	3・4・5歳児	70	9時～14時
			保育	4・5歳児	90	7時～19時 (保育標準時間認定)

### 太子町なるほどメモ



毎年7月に行われる科長神社御祭禮のだんじりは、神輿とだんじりが繰り出す夏祭りです。

だんじりは、「船だんじり」もあり、大阪府内で唯一曳航されている珍しいだんじりだそうですよ。



## 預かり保育

在園中の希望者は利用できます。(保育認定児童は無償化の対象となります。)

園名	住所	電話	対象年齢	定員	預かり保育時間
太子町立幼稚園	太子春日1562	☎98-0321	3・4・5歳児	180	月～金 保育時間終了後～17時 夏休み等の長期休暇中は8時30分～17時
認定こども園 やわらぎ幼稚園	太子町山田303-1	☎98-1402	4・5歳児	90	月～土 7時～9時・14時～19時(月～土) 夏休み等の長期休暇中は7時～19時

## 小・中学校の入学について



教育総務課 ☎98-5533

該当するお子さんのいる家庭に就学通知書を送ります。住所変更等で通知の届かない場合は、教育総務課までご連絡ください。また、国立や私立の小・中学校に入学する場合は、届出が必要になりますので、お問い合わせください。

小学校			中学校		
磯長小学校	太子町春日1569	☎98-0040	太子町立 中学校	太子町春日1479	☎98-0043
山田小学校	太子町山田372	☎98-0049			

## 就学援助



教育総務課 ☎98-5533

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費等の援助を行っています。

## 放課後児童会



子育て支援課 ☎98-5596

放課後児童会では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後安心して過ごすことができる場を提供して健全な育成を図ることを目的に実施しています。

園名	住所	電話	
磯長放課後児童会	太子町春日1569	☎98-5509 (赤組)	☎98-5542 (緑組)
		☎98-5541 (青組)	☎98-5561 (白組)
山田放課後児童会	太子町山田372	☎98-3442	

**対象児童** 小学校1年生～6年生

**開設時間** 平日 放課後～18時

土曜日・学校休業日(夏休み等) 8時30分～18時

※開設時間前後利用(時間延長) 平日:18時～19時 土曜日・学校休業日:8時～8時30分

**利用料** 月額 6,300円(おやつ代別途必要)

※延長利用料:開設時間前1日50円(月上限500円)

開設時間後1日100円(月上限1,000円)



太子町役場 子育て支援課 0721-98-5596

33



## 太子町の就学支援

### スタッフ

学校や地域に、お子さんの就学を応援するスタッフがいます。

#### ●特別支援教育コーディネーター

保護者の方からの相談を受けたり関係機関との連絡・調整を担います。

#### ●介助員

食事や排せつ等の日常生活上の介助や、学習支援等を行います。

#### ●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

学校教育に関する心理、福祉の専門家として、カウンセリングや関係機関の連携・調整等を行います。



### 通常の学級+通級指導教室

普段は、在籍している通常の学級において授業を受け、学習上または生活上の困難等の特性に応じて、別の場で特別な指導を行います。

### 支援学級

障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級です。障がいのある児童生徒一人一人に応じた教育を行っています。

### 支援学校

障がいのある児童生徒を対象とし、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を行います。

※学校における支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流及び共同学習の機会を推進しています。

### 学びの場

お子さん一人一人に合った学びや支援を提供できるよう、様々な学びの場があります。

#### 通常の学級

通常の学級においても、配慮を要する児童生徒のために、授業方法や教材を工夫して、わかりやすい授業を行っています。

### 教育相談(就学相談)

**場 所** 教育委員会

**実施日** 応相談

**実施時間** 9時～17時30分

**連絡先** 教育総務課 ☎98-5533

※「サポートブック」(P38)をお持ちいただく、スムーズに相談が受けられます。

## 相談

機関名	内 容	電話・相談曜日・時間
太子町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内小学校・中学校生活に関する相談</li> <li>● 町内の学校のいじめ・不登校等の相談</li> </ul>	☎98-5533(直通) 月～金 9時～17時30分
すこやか教育相談	電話・Eメール等による相談	☎06-6607-7362 月～金 9時30分～17時30分 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
すこやか教育相談24	いじめや心の悩みを相談	☎0120-0-78310 (大阪府教育委員会) 夜間・休日を含めて24時間体制
子どもをめぐる人権問題についての相談 子どもの人権110番	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題についての相談	☎0120-007-110 平日8時30分～17時15分 (法務省)





# 発達支援

## 発達支援教室等

### うさちゃん教室・くまさん教室

1歳半～就園前までのお子さんの教室です。遊びを通して、お子さんの成長を促します。



- 場 所** 保健センター
- 実施日** 不定(参加者に通知します)
- 実施時間** 9時30分～11時30分
- 連絡先** 子育て支援課 ☎98-5596

### ポニー教室

就園前のお子さんの教室です。少人数制でのきめ細やかな関わりや、遊びを通して発達を促します。

- 場 所** 保健センター等
- 実施日** 不定(参加者に通知します)
- 実施時間** 10時～12時
- 連絡先** 子育て支援課 ☎98-5596

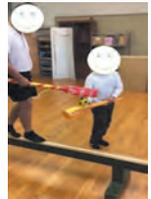
### 個別支援プログラムふたば

幼児～小学生までのお子さんに対し、作業療法士が「体の使い方」「書字」「コミュニケーション」等、お子さんの苦手なことに関して個別プログラムを作成します。

- 場 所** 町内各幼稚園、保育園、自宅等
- 実施日** 不定(応相談)
- 実施時間** 1時間程度
- 連絡先** 子育て支援課 ☎98-5596

### クローバー教室

小学生のための「少人数制発達支援プログラム」です。子どもの学習や行動面でのつまずきや気かりに対するプログラムを提供します。



- 場 所** 町内各小学校
- 実施日** 不定
- 実施時間** 放課後1時間程度
- 連絡先** 子育て支援課 ☎98-5596

その他、民間機関等で、「ペアレントトレーニング」(子どもとの良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消するためのプログラム)を実施しているところもあります。

## 自閉症スペクトラム障がいとは

「自閉症スペクトラム障がい」とは、広汎性発達障がいとほぼ同じ概念を示し、「対人関係が苦手」「コミュニケーションの難しさ」「興味や行動の偏りがある」等の特徴があります。他にも「視線が合いにくい」「初めてのことが苦手」「しゃべり方に特徴がある」「感覚が過敏」等の特徴がみられることがあります。その原因は不明ですが、生まれつきの脳機能の異常によるものと考えられており、しつけや育て方の問題ではありません。この特性により、生活のしにくさを感じることがありますが、周りの大人が、この特性を子どもの持つ「強み」となるよう環境を整え、サポートしていくことが大切です。そのためには、出来るだけ早期に、医師や臨床心理士等の専門家に相談し、発達支援教室や療育事業等を活用しましょう。

発達支援



## 発達相談

### すすすく相談

18歳までのお子さんの得意なところ、苦手なところを見つけ、関わり方を一緒に考えます。必要に応じて発達検査・心理検査を行います。臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士が対応します。

- 場 所** 保健センター  
**実 施 日** 不定(予約制)  
**実施時間** 9時30分～15時  
**連 絡 先** 子育て支援課 ☎98-5596

### 巡回相談

臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士が町内の学校園に出向き、家庭や学校園で取り組めるアプローチ方法を先生や保護者と一緒に考えます。

- 場 所** 町内各幼稚園・保育園・小・中学校  
**実 施 日** 不定  
**実施時間** 不定  
**連 絡 先** 子育て支援課 ☎98-5596

### 教育相談(就学相談)

支援学校や支援学級、通級指導教室等の進路の相談や、学校生活に関する心配事についての相談です。

- 場 所** 教育委員会  
**実 施 日** 応相談  
**実施時間** 9時～17時30分  
**連 絡 先** 教育総務課 ☎98-5533

※サポートブック(P38)をお持ちいただくと、スムーズに相談が受けられます。

## 通所支援・療育

 窓口 子育て支援課 ☎98-5596

### 児童発達支援

未就学児が利用できるサービスです。幼稚園のような通園型の事業所と、親子で通う訓練型の事業所があります。

通園型の事業所は以下のような特徴があります。

- 少人数の集団
- 指導員の配置が手厚い(10人に対して2人以上)
- 子どもの特性に応じた支援が受けられる

#### 例えばこんな利用の仕方があります

パターン①: 幼稚園・保育園入園の準備として、毎日、通園型を利用

パターン②: 幼稚園・保育園に週4日+通園型を週1日利用

パターン③: 幼稚園が終わってから、または土曜日に訓練型の児童発達支援や病院での訓練を利用

### 児童発達支援センターしょうとく園

発達に遅れや課題のある子どもや障がいのある子どもを対象にした通園施設です。発達を促し、集団生活に適應できるよう、専門性の高い支援を受けることが出来ます。



## ▶▶ 放課後等デイサービス

小学1年生から18歳までのお子さんが、放課後や夏休み等の長期休暇に利用できるサービスです。学童保育のような「集団型の事業所」と、「訓練型」「学習支援型」等の事業所があります。

個別療育や集団活動を通して、家と学校以外の居場所や友達をつくり、社会性や生活の力を身に着ける場となります。

## ▶▶ 保育所等訪問支援

保育園や幼稚園、小学校等に通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

### 利用の手続き

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の利用は、「通所受給者証」の発行が必要です。

#### ①事業所を見学

↓ 利用希望

#### ②●子育て支援課に来庁(要印鑑)

- 「障害児通所給付費支給申請書」に記入
- 利用計画書の作成
- 診断書等の書類を提出

#### ③通所受給者証が届く

#### ④通所受給者証を提示し、事業所と契約する

※利用者負担の目安(市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)の人)

4,600円/月 + 給食代(主食費+副食費) + 日用品費等

※満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用者負担が無償化されます。

また、副食費の一部が助成されます。

## ▶▶ 外出支援

  福祉介護課 ☎98-5519

1人では屋外での移動が難しい障がい児に、余暇活動や社会生活上必要な外出をする時の移動の支援を行います。

通学等、通年かつ長期にわたる外出には使えません。

## 医療サービス

### ▶▶ 医療機関受診

  子育て支援課 ☎98-5596

専門の医療機関に受診することは、子どもの特性を知り、適切な対応につながります。

近隣の専門医療機関について知りたい場合は、お問合せください。

### ▶▶ 病院での訓練

理学療法、作業療法、言語療法等の訓練があります。

利用には、医師による指示が必要です。子ども医療費助成の対象になります。

### ▶▶ 訪問看護

看護師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が自宅へ訪問してケアを提供します。

利用には医師の指示が必要です。子ども医療費助成の対象になります。

看護師:吸引・経管栄養等の医療ケア、入浴サポート、摂食介助等

理学療法士:身体機能向上のためのトレーニングや、運動・遊びの提案等

作業療法士:体の動かし方や道具の使い方、感覚統合のトレーニング、住居の環境調整等

言語聴覚士:ことばの遅れや発音、聴こえ、嚥下に関するトレーニング等



発達支援



サポートブック「tomo-ni(ともに)」は、お子さんの発達にかかわる情報や必要な支援について記録し、よりよい成長をめざすために活用して頂くものです。

このサポートブックにお子さんの成長を記録することで、家庭・学校園・支援機関との情報伝達・連携をスムーズに行うことが出来、入園・入学等で環境が変わっても切れ目のない支援を受けることが期待出来ます。



● **お子さんのことを先生、支援者に詳しく伝えることが出来ます**

所属園や支援機関等が変わるたびに、同じことを説明する負担が減ります。

また、相談機関で受けたアドバイスを他の支援者と共有することが出来ます。

● **新しい環境への段差をやわらげることが出来ます**

新しい教育機関や支援機関に、事前に必要な支援を相談することが出来ます。

また、継続的で一貫した支援を受けることが期待出来ます。

● **世界に1つしかない宝物になります**

お子さんの成長や出来事を確認したり、振り返ることが出来、大人になってからも、子どもの時の成長や保護者の思いを引き継いでいくことが出来ます。

発達支援

**配布場所**

子育て支援課で配布しています。

また、こちらの二次元コードからダウンロードしてご利用して頂けます。



**太子町なるほどメモ**



竹内街道(たけのうちかいどう)は、北西部から太子町を横切るように通る、1400年の歴史をもつ日本最古の国道です。昔は遣隋使や遣唐使が行き来した外交の道で、2017年に日本遺産

に認定されました。道沿いに残る古民家や道標、橋などに歴史の面影を感じながらの散策も良いですよ。10月には「竹内街道灯路祭り」が開かれ、灯ろうのほのかな明かりで浮かび上がる竹内街道は、まるでタイムスリップしたみたいにとても幻想的な雰囲気となります。





# 障がいのあるお子さんへの支援

## 身体障がい者手帳

 **窓口** 福祉介護課 ☎98-5519

国が定める身体障がいの基準に該当すると認定された方に交付される手帳です。障がいの種類や程度により1級から7級まで(手帳交付は6級まで)区分されており、等級等に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

### 手続きに必要なもの

- 指定医師の診断による身体障がい者診断書
- 印鑑 ● 写真(縦4×横3cm)
- 診断書料領収書

## 療育手帳

 **窓口** 福祉介護課 ☎98-5519

府が定める知的障がいの基準に該当すると判定された方に交付される手帳です。障がいの程度によりA(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に区分されており、等級等に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

### 手続きに必要なもの

- 印鑑 ● 写真(縦4×横3cm)

## 太子町なるほどメモ



聖徳太子の本当の名前は「厩戸皇子(うまやどのみこ)」と言います。聖徳太子が、富士山から河内の方角を眺めた時に五色の光が空に輝いているのを見て、この地こそが探し求めていた場所だと言って、太子町に自分のお墓を造ったと言われていました。光輝く場所(聖徳太子御廟)のすぐ近くにみなさんも住んでいるなんて素敵ですね。

## 精神障がい者保健福祉手帳

 **窓口** 福祉介護課 ☎98-5519

精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象とした手帳です。障がいの程度により1級から3級までに区分されています。

### 手続きに必要なもの

- 医師の診断書(初診から6か月以上経過した時点のもの)または障害年金証書の写し
- 印鑑 ● 写真(縦4×横3cm)

## 手当・医療費助成

### ▶▶ 重度障がい者医療費助成

 **窓口** 保険医療課 ☎98-5516

身体障がい及び知的障がいのある方に保険診療分にかかる医療費の一部負担金を助成します。(所得制限があります。)

### 対象

- 身体障がい者手帳の1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定の方、療育手帳B1判定で身体障がい者手帳をお持ちの方、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちで、障害年金または特別児童扶養手当1級に該当される方



障がいのあるお子さんへの支援



## 自立支援医療(精神通院医療)

 窓口 福祉介護課 ☎98-5519

精神に障がいがあり、継続的に通院医療を受ける方が、医療費について補助を受けることができる制度です。(世帯の課税状況等により、上限月額が決められています。)

## 自立支援医療(育成医療)

 窓口 福祉介護課 ☎98-5519

18歳未満の児童で、身体の障がいを軽減することを目的として、指定医療機関で手術や治療を受ける場合、必要な医療費の補助を受けることができる制度です。(世帯の課税状況等により、上限月額が決められています。)

## 特別児童扶養手当

 窓口 子育て支援課 ☎98-5596

身体障がい者手帳1～3級・4級の一部、療育手帳、精神障がい等で日常生活に著しい制限を受ける状態にある20歳未満のお子さんを育てている方に手当を支給します。(所得制限があり、児童が施設入所している場合は対象外です。)

### 支給額

- 1級 月額52,500円(令和2年4月以降)
- 2級 月額34,970円(令和2年4月以降)

## その他のサポート

### 障がい児歯科診療

 窓口 河内長野市立保健センター ☎55-0301

地域の歯科診療所で診察が困難な方の歯科治療、口腔衛生指導等を河内長野市休日急病診療所で実施しています。

### 発達相談

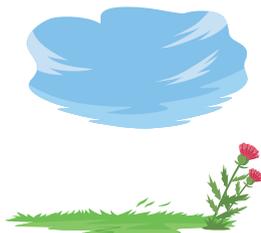
 窓口 子育て支援課 ☎98-5596

障がい児やその疑いのあるお子さんに対しての相談支援や障がい児通所サービスの紹介等を行っています。

### ピーチネット(障がい児者相談支援事業)

 窓口 ピーチネット ☎24-8626

知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児に対しての相談支援や各種福祉サービスの紹介等を行っています。



障がいのあるお子さんへの支援





# ひとり親家庭への支援

## 相談・サポート

### ▶▶▶ ひとり親家庭等の相談

 **窓口** 富田林子ども家庭センター ☎25-1131(代表)

母子・父子家庭、寡婦の人に対して、就業や経済、子育て等についての相談にのります。離婚前の相談も可能です。

**場所** 富田林子ども家庭センター

**実施日** 月～金曜日

**実施時間** 月～木曜日 10時～16時30分  
金曜日 10時～16時45分

### 出張相談

**場所** 太子町役場

**実施日及び時間** 事前にご予約ください

### ▶▶▶ 大阪府立母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の人、寡婦の人を対象に以下の支援を行っています。

- 生活相談
- 離婚前後相談、面会交流、養育費相談
- 法律相談
- 就業相談、職業紹介
- ヘルパー派遣
- 就職やキャリアアップに向けた就業支援講習会

**連絡先** ☎06-6748-0263

**URL** <http://www.osakafu-boshiren.jp/>

## 手当・医療費助成

### ▶▶▶ 児童扶養手当

 **窓口** 子育て支援課 ☎98-5596

ひとり親家庭の父または母、あるいは父または母に一定の障がいがある家庭で児童(18歳に達した日以降最初の3月31日)を養育している父母等で、所得が一定未満の方に支給されます。

#### 支給額

- 1人目 全部支給 月額43,160円
- 2人目 全部支給 月額10,190円加算
- 3人目以降 全部支給  
一人につき月額6,110円加算

※一部支給は所得に応じて月額43,150～10,180円の範囲で10円単位の額です。2人目は所得に応じて月額10,180～5,100円の範囲で10円単位の加算、3人目以降は所得に応じて一人につき月額6,100～3,060円の範囲で10円単位の加算となります(令和3年5月現在)。

### ▶▶▶ ひとり親家庭医療費助成

 **窓口** 保険医療課 ☎98-5516

18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の方に対し、医療費の一部負担金を助成します。(所得制限があります。)

**対象** ひとり親家庭等の父、母、養育者及び児童

### ▶▶▶ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

 **窓口** 富田林子ども家庭センター ☎25-1131(代表)

20歳未満を扶養しているひとり親家庭及び寡婦の人の経済的自立を図るために必要な資金を貸し付ける制度です。資金の種類はそれぞれに対象、使途、貸付額等が異なります。(償還が必要です。)

**対象** ひとり親家庭の母・父と寡婦及び児童



ひとり親家庭への支援





# 相談

## 相談機関

### 大阪府妊産婦こころの相談センター

妊娠中や産後の悩みを専門の相談員がお聞きします。

電話 ☎0725-57-5225

日時 月～金曜日 10時～16時

### にんしんSOS(大阪府)

思いがけない妊娠の悩み相談

電話 ☎0725-51-7778

日時 月～金曜日 10時～16時  
日曜日 12時～18時

## その他、こんなときご相談ください。

妊娠中、不安なとき…  
保健師や栄養士への  
相談

P23

産後、育児や赤ちゃん  
のことについて  
お気軽に

P25

乳幼児に関して、  
医師や栄養士、  
臨床心理士、  
保健師へのご相談

P13

就学・教育に関する  
相談

P34

お子さんの発達に  
ついての相談

P36

障がいのある  
お子さんの相談

P40

ひとり親家庭の方の  
相談

P41

診療等に関する相談

P43  
P44

虐待(の疑い)に  
関する相談

P46



相談





# 休日診療・夜間救急等

機関名	内容	電話・相談曜日・時間
小児急病診療 (日曜・祝日診療)	日曜・祝日・年末年始の子どもの診察相談	☎29-1121(代) 富田林病院 9時～11時30分 13時～15時30分
小児急病診療 (夜間・早朝診療)	夜間・早朝の子どもの当番病院の紹介	☎23-9919 富田林市消防本部 20時～8時
大阪府小児救急電話相談	子どもの急病時、受診するのに迷ったとき	☎#8000 (携帯電話・固定電話プッシュ回線) ☎06-6765-3650 19時～8時
大阪府救急医療 情報センター	適切な医療機関がわからないとき	☎06-6693-1199 365日24時間体制
救急安心センター おおさか	突然の病気やケガで困ったとき	#7119 (携帯電話・固定電話プッシュ回線) ☎06-6582-7119
大阪中毒110番	誤って異物を飲み込んだとき	☎072-727-2499 365日24時間体制
大阪府富田林保健所	身体障がい児・小児慢性特定疾患児等に対する支援・相談	☎23-2681 月～金 9時～17時45分

## こどもの救急(公益社団法人 日本小児科学会 Webサイト)

生後1か月～6歳までのお子さんを対象に、夜間や休日等の診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。

<http://kodomo-qq.jp/>



休日診療・夜間救急等



## 太子町なるほどメモ



数々の古墳がある太子町。「敏達(びたつ)」「用明(ようめい)」「推古(すいこ)」「孝徳(こうとく)」「天皇陵と、聖徳太子御廟の5つの陵墓は、梅の花びらが5枚であることに例えて「梅鉢(うめばち)御陵」と呼ばれています。



こんなとき  
どうすれば  
いいの?!



# 覚えておこう! 応急手当

緊急のときは

☎119

◆  
受診するか迷ったら

大阪府小児救急電話相談

#8000

または ☎06-6765-3650

出典「母子保健事業のための事故防止  
指導マニュアル」  
([https://www.niph.go.jp/soshiki/sho  
gai/jikoboshi/public](https://www.niph.go.jp/soshiki/sho<br/>gai/jikoboshi/public))を抜粋して作成

富田林医師会・富田林歯科医師会  
所属医療施設 (P8~9)

医療機関名	住所	電話番号	診療科目
天城医院	春日 98-24	☎98-1163	内科 小児科
きたかぶ医院	春日 103-7	☎98-3539	内科 小児科
つつい クリニック	山田78	☎98-2888	内科 消化器内科 (胃腸内科)
石田歯科医院	春日 1726-1	☎98-4180	
村田歯科	春日 151-8	☎98-3741	

First  
aid

01

## すり傷・切り傷・刺し傷の止血方法

Point!

- ☆手当の前に手洗いをしてから、きず口を水で洗い流して消毒する
- ☆出血部は清潔な指、ガーゼ、タオル等で圧迫して止血する

### 現場での応急手当

- 1 きずの手当をする前には必ず手を洗ってください。きず口が土や泥で汚れている場合にはきれいな水で洗い流します。
- 2 きず口の消毒には市販されている刺激の少ない消毒薬(0.05~0.1%グルコン酸クロムヘキシジン[商品名:ヒビテン等])を用います。
- 3 出血部を清潔な指、ガーゼ、タオル等できず口が閉じるように圧迫します(図1)。ガーゼ類はきず口を完全に覆う大きさとし、圧迫後頻回に交換せず、血液で汚れた時は上からさらに重ねて圧迫します。

図1 直接圧迫法



- 4 包帯を少しきつめに巻いても、同様に圧迫止血ができます(図2)。

図2 包帯による  
圧迫止血



- 5 直接圧迫法だけでは効果がない時や切断に近い場合は間接圧迫法(きず口の心臓に近い部分を強くしばる)も同時に行います(図3)。

図3 直接圧迫法  
+間接圧迫法



※5分間出血が止まらない場合は、医療機関を受診してください。



## Point!

☆流水で痛みがなくなるまで患部を冷やす

## 熱傷(やけど)

## 現場での応急手当

- ① 皮膚障害を最小限度でくい止め、痛みを軽減させるために、水道水(図1)やシャワー



(図2)等の流水で痛みがなくなるまで患部をまんべんなく冷やします。ただし、乳幼児は冷やしすぎると体温が下がって身ぶるいはじめます。身ぶるいが

起きたら冷やすのをやめ、毛布をかけて温めます(体温が32℃以下になると、ショック症状がみられ、不整脈から死に至る危険性も出てきます)。

- ② 顔等流水で冷やせない場所は濡れタオルで何回も冷やします。氷は冷たすぎて皮膚が痛くなり、長く冷やし続けることができません。
- ③ 服の上から熱い液体をかぶった場合は、まず服の上からホースやバケツで冷水をかけ、その後服をはさみで切る等して取り除き、水を含ませたバスタオルで全身を覆うようにして救急車を呼びましょう。
- ④ 油を塗ったり、小さな水ぶくれでも針等でつぶすのは感染の危険があるため、絶対にやめましょう。
- ⑤ 手や足の熱傷であれば、患部を高くするようにします。



図2

## Point!

☆上体を起して、鼻の下部を指でつまみ、鼻の奥に向かって10分位圧迫する

## 鼻出血

## 現場での応急手当

- ① 上体を起こし、少し前屈にして、鼻の下部(一番ふくらんでいる部分)を指でつまみ、鼻の奥に向かって10分位圧迫します(図1)。
- ② 前額～鼻の辺りを冷たいタオルで冷やすと、血管が収縮してより止血しやすくなります。



図1 鼻出血の時には鼻の下部を指でつまんで圧迫する

- ③ 止血中は口で呼吸させ、のどの奥に流れ込んでいく血液(図2のように、鼻の奥とのどの奥は連絡しています)は飲み込まずに口から吐き出させます(仰向けに寝かせた状態では血液を飲み込み、嘔吐や窒息を起こしやすくなります)。

※5分間出血が止まらない場合は、医療機関を受診してください。



図2 鼻の奥とのどの奥は連絡している



もしかして虐待?と思ったら  迷わずに通報しましょう!

# 児童虐待(の疑い)に気づいたら

子育てがつらいと  
感じたとき



虐待を受けたと  
思われる子どもを  
見つけたとき



保護者との暮らしが  
つらいと感じている  
18歳未満の  
ご本人



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます /

秘密は厳守しますので安心してご相談ください

緊急のとき 児童相談所虐待対応ダイヤル

いち はや く  
1 8 9

こちらでも  
受付けて  
ます!

問い合わせ先	受付時間	電話番号
子育て支援課	平日9時～17時30分	☎98-5596
大阪府子ども家庭センター (児童虐待通告専用)(夜間・休日専用)	平日17時45分～翌朝9時まで、 ならびに土・日・祝日・年末年始	☎072-295-8737
子ども虐待ホットライン	平日11時～16時	☎06-6646-0088
チャイルド・レスキュー110番 (大阪府警本部)	24時間・365日	☎0120-00-7524もしくは☎06-6943-7076
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	24時間対応	☎0120-0-78310(なやみいおう)
子どもの人権110番(法務省)	平日8時30分～17時15分	☎0120-007-110

## 児童虐待とは

保護者により18歳未満の子どもに加えられた行為(単なる事故ではない)で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や、発育を損なう場合を言います。

「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を以下の **4つの行為類型** に分類しています。

### 身体的虐待

身体に外傷(打撲傷、内出血等)のあざ、骨折、刺傷、やけど等)を与えることや暴力行為(殴る、蹴る、首を締める、溺れさせる、逆さ吊りにする、冬の戸外に締め出す、熱湯をかける、異物を飲み込ませる)等



### 性的虐待

性交、性的暴力、性的行為の強要。子どもにわいせつな行為を見せることや、ポルノグラフィーの被写体を強要する、身体に執拗に触れる等も含みます。

### ネグレクト(養育の拒否、保護の怠慢)

- 適切な食事を与えない
- 入浴させない
- 不潔な環境の中で生活させる
- 病気になるっても医師の診察を受けさせない
- 子どもの意思に反して学校等に登校させない
- 乳幼児を家や車中に残したまま外出する 等



### 心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的な態度で、子どもに心理的外傷を与える行為。  
子どもの心を傷つけることを言う、極端に無視する、兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする等。また子どもの目の前で行われる家庭内暴力等





# 子育てがつらく なっていませんか？

point

## 1 体罰や暴言は使わない

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きな影響を与えているかも知れないのです。

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



提供：福井大学 友田明美教授

point

## 2 子どもはSOSを発信できていますか？

親に恐怖を持った子どもは、親に気に入られる様に、親の顔色を見て行動するようになります。心配ごとを打ち明けられない関係は、いじめや非行等、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。



point

## 3 イライラしても大丈夫クールダウンが大事

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあることです。深呼吸する、窓を開けて風に当たる等、自分なりのクールダウン法を見つけておきましょう。



point

## 4 親もSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業等のさまざまな支援サービス(子育て相談・家事ヘルパー・子育て広場等)の利用も検討しましょう。子育ての苦勞について気軽に相談できる人ができるといいですね。



point

## 5 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

2～3歳の子どもの「イヤ」は自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「わがままな子になっては困る」という想いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。

子育て特集



# 赤ちゃん家庭の防災

災害はいつ起こるか分かりません。妊娠中や赤ちゃんがいるときに地震が起きたときも想定しておきましょう。



## 事前対策が大事

### 非常用持出袋を用意しておきましょう！

災害する際には赤ちゃんを抱いて避難しなければなりません。実際に赤ちゃんを抱えて持てる量なのか、しっかり確認しておきましょう。

### お母さん・赤ちゃん用必要グッズ



### 家族で話し合しましょう！

#### 次のことを確認する

- 防災マップやハザードマップで自宅周辺の危険箇所を把握する
- 避難する場所を決め、そこまでの避難経路をチェックする
- 災害時の家族の連絡方法を決めておく
- 太子町からの災害情報の入手手段を把握する
- 家庭での役割分担を決めておく (ドアを開ける、火の始末、ブレーカーを切る、等)



### 災害用伝言ダイヤル

「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生をしてください。

地震や洪水等の大災害発生時は、「災害用伝言ダイヤル」が開設されます。このサービスは、大規模な災害が発生した場合、「声の伝言板」(安否確認)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間等で、伝言の登録・再生をすることができます。

毎月1日、及び防災週間・防災とボランティア週間においてお試し利用ができます。

### おおさか防災ネット

- 情報
  - 府内の注意報・警報
  - 地震情報
  - 台風情報
  - 交通情報
  - 道路
  - ライフライン 等



### おおさか防災情報メール

- メール配信される情報
  - 地震、台風、警報、注意報、避難勧告、指示状況、光化学スモッグ、お知らせ 等

